

一般社団法人青森市医師会
会長 北畠 滋郎 様

青森市保健所長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 12 条第 1 項及び第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づく届出について (依頼)

平素より本市の感染症予防対策にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度公衆衛生関係行政事務指導監査の結果、法第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づく届出 (結核患者の入退院届出) が、医療機関から法定期限を超えて提出されている事例が見受けられ、医療機関に徹底した指導を行うよう厚生労働省から当保健所に対して是正改善要求がありました。

つきましては、本届出は、結核患者の状況の把握及びその管理を迅速かつ的確に行うものであり、患者本人やご家族、施設職員等の指導につながる重要な書類であることをご理解いただき、下記のとおり法に基づく期日を遵守し、届出いただくようお願いいたします。

記

● 法第 12 条第 1 項

診療の結果、受診者が結核患者であると診断したときは、医師は、**直ちに**その患者の氏名、年齢、性別等を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

● 法第 53 条の 11 第 1 項

結核患者が入院したとき又は入院している結核患者が退院したときは、病院の管理者は、**7 日以内に** 当該結核患者の氏名等を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。
(入院又は退院した日を 1 日目と数える)

● 提出先 (管轄保健所)

青森市内医療機関の場合・・・ 青森市保健所 感染症対策課
電話：017-765-5282 FAX：017-765-5202
住所：〒030-0962 青森市佃 2 丁目 19-13

※ 発生届出は、診断後直ちに、電話か FAX 等で連絡をお願いします。

その後速やかに原本を郵送するか、感染症サーベイランスシステムへの入力をお願いします。

【担当】青森市保健所 感染症対策課 感染症チーム
結核担当 竹内、岩川、森谷
住所：〒030-0962 青森市佃 2 丁目 19-13
TEL：017(765)5282 FAX：017(765)5202